

西はりま消防組合 特定事業主行動計画

西はりま消防組合管理者
西はりま消防組合議会議長
西はりま消防組合代表監査委員
西はりま消防組合公平委員会
西はりま消防本部消防長

平成27年4月策定

特定事業主行動計画

第1 総論

1 目的

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が成立し、国、地方公共団体、事業主等が社会を挙げて次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ育てられる環境の整備に取り組むこととされている。

西はりま消防組合では、次世代育成支援対策推進法第7条に規定された行動計画策定指針に掲げられた基本的指針を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるように、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的に推進するため、本行動計画を策定する。

2 計画期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法の有効期限が延長された平成27年度から平成36年度までの10年間のうち、前半の5年間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）を計画期間とする。

3 行動の推進体制

この計画に掲げる次世代育成支援対策を実効性のあるものとするため、次のとおり推進体制を整備する。

(1) 計画の推進、評価及び見直しのための体制の整備

本計画の進捗状況を年度ごとに点検及び評価し、計画の進行管理を行う。

(2) 職員に対する情報提供

制度に関する啓発資料の配布など、職員に対して積極的に情報提供を行う。

(3) 職員からの相談体制の確立

職員の仕事と子育ての両立に係る相談窓口を設け、相談体制を確立します。

第2 具体的な取組み

1 職員の勤務環境の整備に関する事項

仕事と子育ての両立のため、旧態依然とした子育ては女性が行うものという考え方の意識改革、父親の積極的な子育てへの関与の奨励、育児休業等を取得しやすい環境づくりに向けて、次の取組みを進める。

なお、国家公務員や民間事業所の状況を注視し、今後も制度改正に関して積極的に取り組むものとする。

(1) 既存各種制度の周知

育児休業や育児休暇、兵庫県市町村職員共済組合や兵庫県職員互助会が行う出産に係る各種経済的支援措置など、仕事と子育ての両立を支援する制度を適宜周知する。

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

ア 母性保護及び母性健康管理の視点から設けられている特別休暇制度について、周知を図る。

イ 出産費用の給付等の経済的措置について周知を図る。

ウ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

(3) 男性の子育ての目的の休暇等の取得促進

ア 妻が出産する場合の特別休暇（2日間）育児参加（子の看護）のための特別休暇（5日間）について周知を図る。

イ 父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努める。

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 子どもが生まれた職員（子供が生まれることを申し出た職員）を対象に、育児休業や育児短時間勤務等について、男性職員も制度取得ができることをはじめ、育児休業手当金の支給等の経済的支援についての周知を図る。

イ 育児休業取得時における職場内の事務分担の見直しと、後任配置等の必要に応じた代替要員の確保を行う。

ウ 育児休業を取得した職員に対して、スムーズな職場が出来るよう職場や勤務の状況について定期的に情報提供を行い、職場復帰のためのサポートなどを適正に行うことで円滑な職場復帰の支援を行う。

エ 育児を行う職員の状況に配慮した人員配置に努める。

(5) 時間外勤務の縮減等

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員について、深夜勤務（午後10時から午前5時までの間）又は時間外勤務の制限・免除措置を周知する。

イ 住民サービス向上のため新規事務事業が生じる中で、時間外勤務を縮減するために、既存事務業務について見直しを行い、事務の簡素化及び合理化を推進する。

ウ 勤務時間外に会議や打合せがずれ込まないように開始時間を調整する。また、報告に重きが置かれる事案については、会議や打合せの形式によらず、電子メール等を活用する。

エ 定例的又は恒常的な業務に関しては事務処理のマニュアル化を図る。

(6) 休暇の取得促進

- ア 子どもの学校行事等への参加や家族の記念日等における年次休暇の計画的取得を促進する。
- イ 連続休暇の取得を促進する。ただし、連続休暇の取得については隔日勤務者が多数を占める消防業務の性質上、早期申し出を要することを十分に周知する。
- ウ 所属長に対して、所属員の年次休暇の取得状況を把握するよう留意させ、計画的な年次休暇の取得を促進する。
- エ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を所属等において整備する。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

地域社会の中で、子ども達の豊かな人間性を育むための次世代育成支援対策として、次の取組みを進める。

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の子育て活動への参加に意欲のある職員が、機会を捉えて子どもが参加するスポーツ・文化活動への参加、地域に貢献する子育て支援活動に対して、積極的に参加しやすい職場の環境づくりに努める。

(2) 子どもを安全で安心して育てられる環境の整備

- ア 社会的課題である交通安全対策のため、消防車両の運転が常態である職員に対して、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修会を実施する。
- イ 地域住民の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ア 運動会等の学校行事や地域子ども会等のレクリエーション活動に、子どもを含めた家族全員が参加できるように支援する。
- イ 子ども達の社会科見学としての、西はりま消防組合の本部及び署所の訪問を積極的に受け入れることで、子ども達の消防業務の理解の増進に協力する。

(4) その他

家庭における子育てやしつけのヒント等に資するために、職員に対して家庭教育に関する講座や講演会等に係る開催情報等の提供に努める。